

広島中央環境衛生組合監査公表第2号

地方自治法第199条第14項の規定により、広島中央環境衛生組合管理者から令和6年度定例監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

令和7年1月28日

広島中央環境衛生組合監査委員 重 河 格  
同 玉 川 雅 彦  
同 水 橋 直 行

定例監査の監査結果に基づく措置について

1 監査の対象

対 象 課	監査結果報告提出年月日	措置事項通知年月日
施設1課	令和6年10月9日 (広中環監第15号)	令和6年12月23日 (広中環総第19号)

2 監査の実施期間

令和6年6月21日から令和6年8月23日まで

3 監査の結果（指摘事項）及び措置の内容

監 査 の 結 果 （ 指 摘 事 項 ）	措 置 の 内 容
契約事務 随意契約における業務委託の決定及び随意契約による購入物等の執行決定の起案において、会計管理者合議について漏れがあった。関係規程等に基づく適正な事務処理となるようにされたい。	起案時に職務権限規程、契約の手引き等の関係規程の該当箇所を添付するなどし、回議の過程で起案者以外の職員が事務処理の確認をするとともに、不明な点があれば、その都度担当課へ確認をするようにします。 また、合議、審査の段階においても、必要な決裁の遂行状況の確認を行い、事務の取りこぼしを防ぎます。